

## 立川都市計画地区計画の決定（東大和市決定）

都市計画湖畔二丁目地区計画を次のように決定する。

	名 称	湖畔二丁目地区計画
	位 置	東大和市湖畔二丁目地内
	面 積	約 16.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	狭山近郊緑地保全地域に隣接している本地区は、東大和市内有数の低層・戸建て住宅地であるため、今後も、建築物の用途の混在、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、緑化を推進し、落ち着いた街並みの保全を図る。
	土地利用の方針	調和のとれた良好な低層・戸建て住宅地として、現在の街並みを保全するため、建物用途の混在、敷地の細分化を防止する。
	地区施設の整備の方針	安全で快適な街並み空間を形成している、地区内道路の維持・保全を図る。 また、地区住民のふれあい、コミュニティの場である湖畔第一及び第二公園の緑化を推進し、その機能の維持・向上に努める。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の保全を図るため、敷地面積の最低限度を定め、建築物の用途の制限などを行う。  生けがき等の緑化を推進し、快適な街並み景観を保全する。
地区整備計画	位 置	東大和市湖畔二丁目地内
	面 積	約 16.0ha
	建築物等の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 3戸建て以上の長屋 2. 共同住宅・寄宿舍又は下宿 3. 住宅で店舗等（理髪店、学習塾、アトリエ、事務所、その他これらに類するものを除く）の用途を兼ねるもの。 4. 公衆浴場 5. 前各号の建築物に付属するもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける場合は、生けがき又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のものは除く。

「区域は、計画図のとおり」  
知事承認事項

理 由

低層・戸建て住宅地として、良好な住環境を保全するため、地区計画を定める。